

あなたと多良間村議会をつなぐ



村議会だより

CONTENTS

12月定例会

P.2-7 一般質問(12月10日に6名登壇)

P.8 多良間村長の不信任に関する決議・議会トピック・編集後記

村公式HPでも
読めます





安里 三喜男 議員

船揚げ場の堆積砂の除去は

沖縄県の有人離島は37島となっている。この中に多良間島、水納島も含まれる。離島にとっては、交通、物資の輸送、飲料水の確保など、生活への不便さが多々ある。水納島は、2次離島である多良間島からもさらに北8キロメートルに位置する外海の離島である。このことから、日常生活の様々な面で大きなハンデを抱えている。離島で生活している人たちの暮らしは、必ずしも快適なものではない。多良間島に住み、生活している私たちが感じる離島苦、島に生活している彼らの感じる離島苦には相当の開きがあると考えられる。現在は、2世帯3名で生業である畜産業を営んでいる。いろいろな課題がある中の一つに、船揚げ場の

問

水納島環境整備は

答

解決できる方向へ

スロープの部分に堆積砂が多く、時には1メートル近く積もり、船の陸揚げ作業が困難である。

台風発生時には、潮の干満に関係なく、何時でも作業できる状態でないければならない。堆積砂が障害となり、少人数でのスムーズな陸揚げ作業が困難である。さらに、船揚げ場から150メートルくらい離れた場所まで移動して道路上に係留して置くわけだが、台風通過後も、道路上に積もった砂を取り除く作業がある。

村長

過去においても、宮古島と多良間島とは大きな厳しさがあったと思います。それと同じように、今現在、水納島では、2世帯の皆さんが住んでいます。そして、交通も不便、島の環境整備もなかなか難しいとい

うところであります。

そういう中で住民が住んでいますので、これは島を守るために大切なことであり、行政としては、1人の住民がいても、その命と生活あるいは経済の支援をしていく事は当然なことだと思えます。船揚げ場の砂の除去の件ですが、沖縄県との意見交換会がありまして、村として要望いたしております。棧橋周辺の浚渫面も含めて、防潮、防風林、そして増築物関係も含め、早速、沖縄県土木建築部より調査に入っております。今後、調査の中で、県がどういう方向で進めていくか、村としても、県と一緒に水納島の抱える課題に向けて取り組んでいきたいと思っております。

集落内外で繁殖したクサギの除去

定期的に集落内の掃除は行っているとの話でありました。それ以外の、集落外や道路脇では、クサギが異常に繁殖して、人力ではとても除去できない状況を見えました。

そこで、船揚げ場の堆積砂の除去や異常に繁殖したクサギを除去するには、小型ホイールローダーや小型タ

イヤシヨベルが必要だと思う。今後、予算を確保し、村で購入して彼らに預けることはできないか、村長の見解を伺う。

村長

度々水納島を訪れますけれども、おっしゃるとおり、きれいにホイールローダーでできる範囲では清掃がされ、大変ありがたく、いつも感謝の気持ちで上陸しております。ただ、シャボ等でできないところは、重機が必要になってくる。どういう形で重機の手配ができるか、事業導入はできるか、村単独でできることなのかということも、今後、進めなければいけないと重々感じておりますので、それも含めて解決できる方向へ進めていきたいと思えます。



とくち なおかず
渡口 直和 議員

■堆肥製造施設について

堆肥製造施設には重機や車両が多い。必要不可欠な機材であるとは思いますが、攪拌機を除いては、全て青空駐車場。つまり風雨にさらされ、天日に焼かれる状況だ。この状況では、海辺に近い位置でもあるし、さびて朽ちるのに時間がかからない。全て高価な機械なので長期的活用するためには、専用の車庫を建設し、しっかりと使用前、使用後の点検や必要な整備を行うことが大事であり、安全に作業を進めることにつながると思う。

このような観点から、保有する全ての機材が保管できるような車庫の建設は絶対的必要だ。

問
堆肥製造施設に格納庫を建設し、単独事業を考えている



産業経済課長

堆肥センターの機械の格納庫については、今まで補助金で事業が導入

できないか検討してまいりました。現段階では、補助事業での導入は厳しい状況であります。新年度に向けて、村単独事業として事業導入に向けて検討していきたいと考えております。

■多良間村製糖工場使用料の支払について

多良間工場の指定管理に関する協定書、その中で、多良間村同施設設備に要した費用について、別途金額を会計年度末までに支払うという内容となっている。しかし、貴村の間で、当施設設備に要した費用について協議が調っていない。その原因は、貴村が施設整備に要した費用を試算する際、多良間製糖工場使用料支払い計画書を検討する中で、対象外経費として、人件費、製糖施設係3名、工場用地賃借料、機械機器設置工事追加費用及び弁護士費用などを含めているからである。これらは本来、計画どおり工事が行われていれば支出されない費用であり、これを弊社が負担する理由はない。そのため、これらの費用を、工事した額を前提に試算した年間使用料1,278万6,338円を支払いたい

と考える。その旨の連絡を令和元年10月8日と11月7日、2度にわたり支払い計画書を村長宛て、宮古多良間製糖工場より提出し、通知してあるが、回答がないとのこと、村長の今後の対応を伺う。

村長

内容説明は先ほど富原議員の質問に説明した。回答は、12月2日にしてある。





とみほら やすのり
富原 安則 議員

問

旧脱葉処理施設の
管理は

農業機械管理倉庫活用

に負担させるといふ説明もあったが、これを宮古製糖は、弊社が負担する理由がありませんとはつきりした、宮古製糖株式会社取締役から、令和元年10月8日付、多良間村長宛て、正式な文書をもって回答されている。今後、村長はこの問題点をどう対応していくのか伺う。

が生じている中で、特に離島である本村における労働力、例えば型枠工、鉄筋工の十分な確保が極めて困難であったこと、さらに強風の影響により、新築工事のクレーン作業の中止及び中断が発生したことが原因であります。このことは、国及び県からも事業期間の延長、いわゆる事故繰越の主な理由として認められております。これについては、これまでも度々説明してきたところであります。

旧さとうきび脱葉処理施設は今後どのように管理をするのか

この施設は、20年以上、長年にわたり、我々多良間村キビ作農家の脱葉処理施設として活用されてきましたが、新工場が完了した以上、旧施設は処理しなければいけない。そこで、この建屋の耐用年数は、後何年か、施設をどのように利用し、活用、管理していくのか。

月島機械追加費用請求の進捗状況

月島機械追加費用請求は、補助金

対象外経費であり、機械機器、器具設置工事追加費用1億5,000万及び弁護士費用料648万円となっております。本来、計画どおりにこの工事が行われていれば、この支出はされない費用である。そこに至った原因はどこにあるのか、責任の所在はどこにあるのか、我々は、これまで明確にしてくれよう再三にわたり質問してまいりました。しかし、いまだ何一つ進展

産業経済課長

耐用年数がまだ7年残っております。今後農業用機械の倉庫として農業機械の効率的な維持管理、共同利用体系の確立、オペレーターの育成の講習会等をする施設として利用を考えております。

が見られない状態である。村長は、今後、責任の所在を明確にし、説明して村民に謝罪し、自身の責任のとり方も明確にする必要がある。重ねて私は申し上げる。この件については、また宮古製糖株式会社

村長

月島機械から、令和元年11月25日付、配達証明郵便での文書において、本村と村議会に対し、2つの提案がされております。1つ目に、既に債務負担行為について議会の承認が得られている9,500万円を直ちに支払っていただきたい。

2つ目に、調定額から前項の金額を考慮した残金5,000万円についてお支払いいただけるかどうかにつき、令和2年2月末日までに回答をいただきたいということがあります。この2つの提案については、本村としては、今現在、保留中であります。

次の追加費用の責任所在は誰にあるのかということであります。新築工事の工程に遅れが生じたのは、建設業界における全国的な労働力不足

現在、月島機械との協議中でありまして、現段階で責任の所在が誰にあるかということは言えないと思います。協議が完了し、決着がついた段階で、責任の所在はおのずと出てくると考えます。



ふくみね つねお 議員
福嶺 常夫

■ ツマジロクサヨトウ発生 状況・防除対策

この害虫は、多良間村では7月に、飼料用トウモロコシ畑で確認をされています。

初めての害虫で、基幹産業であるサトウキビにどのような被害を今後与えるか、大きな問題にもなってくる。未然防止のために、どういう内容の対策をこれからするのか、防除の仕方、取り組みについて伺う。

産業経済課長

那覇植物防疫事務所、県の普及委員と連携しながら、すぐに害虫の駆除に取り組みをしました。駆除方法として、ロータリーによる耕運という形で処理を行っています。サトウキビにも10月に害虫が確認されており、その時は、早急に多良間村で利

問

ツマジロクサヨトウの 防除対策は

答

一斉防除等で 対策する

用している農薬スミバツサによる農薬散布で駆除を行いました。その後、飼料用トウモロコシ、サトウキビのほうでも被害は広がっていません。今後、広がる場合においては、村内の一斉防除等で対応していきたいと思っております。

■ 農業基盤整備促進事業の 状況

多良間村の農地は、耕土が浅く、水力が乏しい土壌である。だから、圃場整備、かんがい排水施設の整備、そういう基幹整備は本来に重要であります。農業を振興していく上で、圃場整備は早期に事業執行してもらいたい。事業が遅れていると思う。その点について、どういう状況か説明を求めます。

土木建設課長

高瀬第1地区は、不発弾探査業務、現場技術業務、機構設計、工事をするための設計、この4つが現在終わっています。今後の予定としては、今月中に2工区に分けての発注を予定しております。

迎原地区も機構設計も終わっております。現場技術業務も発注しております。今月中に3工区に分けての発注を予定しております。

■ 特産品開発センター

特産品開発センターは平成6年にできており、設備の中では、機材、器具などは十分にあると当初から言われている。その施設の運営の中で、どういう特産品が開発されてきたか、また、今後、どういうふうな状況でやっていくか伺います。

産業経済課長

特産品の開発は、たらま花保存会、生活研究会、婦人会、唐辛子生産組合が主に利用をしております。その中で、開発を手がけているのは、たらま花茶、トウガラシ入りぱなばんびん、たらま七味などが開発されています。

利用状況としては、主に乾燥機を利用しながら、島外向けイベントの商品の準備と多良間の行事に使う食材等で利用しております。今からの特産品開発は、多良間村はサトウキビの島、黒糖の島でありますので、黒糖を利用した特産品開発を手がけていきたいと考えております。





とみやま ただし 議員
豊見山 正

新多良間製糖工場建設に係る諸問題

漫然とした工程管理で建築工事の大幅な遅れを招き、機械設置工事に係る職人及び大型クレーンなどを何か月間も待機させ、多大な費用を発生させた。工期の再延長を早期に申入れ、職人等の投入を遅らせるべきでありました。それをしなかった理由について、村長の説明を求める。

村長

新築工事の工程が遅れたことは、建設業界における全国的な労働力不足が生じている中で、離島である本村における労働力の十分な確保が極めて困難であったこと等が大きな理由になっている。

問
水納島定期航路の開設は

答
現状では無理がある

意見

ただいまの村長の答弁は、建築工事と機械設置工事を混同している。

建築工事については、本議会も6、500万の島外からの費用を賄うべき予算措置をいたしました。それは職人不足だからである。しかし、機械設置工事については、職人不足ではありません。逆にしっかりと体制が多良間に滞在していたからこそ、この費用は生じている。この遅れは、建築工事の工程を見ていれば把握できたはず。村は、建築工事と機械設置工事は、別々に発注しておりますから、建築工事と機械設置工事の間を取り持つ工程管理は村に責任がある。工程会議は何であったのか、形式的な会議ではなかったか。工程管理をおろそかにして、契約書に基づいた対応を怠った。そのことが今回

の賠償請求事件の本質であり、最高責任者としての村長の責任は重いということを指摘したい。

水納島航路船

本村議会は、水納島航路船の運用に関する決議をし、村長に提案を行った。

一点目に、この船は村所有船であり、水納島航路船として水納住民の安心した生活に資するように活用されることは当然であるが、村民全体にも恩恵が行き渡る産業の振興を図るべきである。

二点目に、村当局は、定期航路運航の運営を心配しているが、圏域の観光情勢から察すると、本船の運航による経済の活性化は明らかであるとして、定期航路の開設を強く要望した。

この決議を受けて、村長はどのように対処されるのか、村長の所見を求める。

村長

水納島航路船舶は、水納島住民から代替船建造要請で進められた事業である。建造目的は、住民の安全・安

心した生活の確保と、生命を守り、産業の振興を図ることである。建造後、25年を経過した現連絡船は、老朽化し、トラブルを起こして運航不能に陥る懸念があり、早急な連絡船代替建造により、住民の安心した生活と産業の振興など目的達成ができ、観光客にも利用できる、こうして当初から水納島住民が利用する目的で事業が始まった。

事業の内容に、裸用船運用に関する決議にある定期航路としての活用、定期航路の開設については、一切触れていません。また、水納島の定期航路について、現状では無理があると考える。



もとむら けんじ
本村 健次 議員

問

製糖工場との契約は

答

契約が成立するよう
取り組んでいる

■製糖工場の使用料は

製糖工場は今期で2年目に入りませんが、いまだに使用料が設定されてなく、その原因は、「貴村が施設設備に要した費用を試算する際、多良間村多良間製糖工場使用料支払い計画書を検討するなかで、補助対象外経費として、人件費や工場用地賃借料、機械器具設置工事追加費用及び弁護士費用などを含めているから」等と製糖工場側から文書が届いているが、村長の見解を伺う。

村長

本村からの回答文書の内容の説明。

一、使用料支払い協議において、事務費、村単独事業費新築工事2工区当該経費については、「ご理解、ご承諾いただきました。」

二、協議では了承があったところ、工事用地賃借料については負担できないとの連絡となっております。理由として計画どおりに工事が行われていれば支出されない費用であると述べております。

三、人件費についても負担できないとなっておりますが、製糖工場の建設位置は、宮古製糖の要望により決定された経緯があり、当該位置で建設するためには、保安林解除、県立自然公園内建設に係る調査等の事前手続きが必要だったため、職員を配置して取り組んでおり専ら製糖工場建設事業に携わった職員の人件費であります。したがって協定書で述べられている施設設備に要した費用であると認識しております。

四、追加費用、弁護士費用についても負担できないとなっております

ます。施工業者は、本村が1億円以上の追加費用と内金の支払いを認めてない場合は工事請負契約解除をして現場から引き上げる旨を通告し、完成断念との二者択一を迫られたことから議会の同意を得て、1億円以上の追加費用の支払いの約束と内金として500万円を支払うことで合意し、施工業者に工事を再開させて製糖工場の完成に至ったものであります。

五、本村が事業主体で事業実施したところにより、宮古製糖の負担が大幅に軽減されております。

質問

村側の言い分と工場側の言い分が全く違っているが、この問題が発生してから協議会は何回持たれたか伺う。

村長

話し合いは、1回持って、以後は、この文書がきたという状況であります。

要望

村としても、村民に負担をかけないように十分な協議をして、一日も

早く契約が成立するよう取り組んで
いただきたいと思います。



多良間村長の不信任案決議を 否決



本村議員より、多良間村長の不信任動議を議長へ提出。地方自治体の議会は地方自治法第七十八条の規定により議員数の三分の二以上が出席し四分の三以上の賛成が必要であり、賛成議員五人、反対議員二人の結果となり、賛成議員四分の三の五・二五に満たないので否決となりました。

- 【賛成者】 富原議員 豊見山議員 渡口議員 本村議員 森山議員
- 【反対者】 福嶺議員 安里議員

賛成意見



富原 安則 議員

多数の指摘をしたにもかかわらず、村長は議員多数の反対、指摘に対して意見を聞き入れない。また、村民の声にも耳を傾けず物事を進めるありさまなので、私は到底信任することができません。



渡口 直和 議員

諸問題点を指摘、反対をしても何一つ受け入れようとする姿勢がない。地方自治体制度を無視している。よって、私は賛成です。



豊見山 正 議員

自分こそが正当であるかのような村長のやり方は理解できない。また、本議場においても議員を見下すような発言も見受けられ、村長にふさわしい態度とは到底思えない。そうした理由も含めて賛成します。

反対意見



安里 三喜男 議員

住民からの代替船の要請で始まった事業。定期航路を計画するのであれば、年間の水納島に渡る観光数も含め、運航に従事する船員等の給料、月々の返済、船舶の保険、燃料代など算出し、それに向けた計画案を提示するべきだ。



福嶺 常夫 議員

村長を信任し、考えて物事は判断するという体制を私達議員がつくっていかねばならないが、その体制が崩れているような状況に見える。私は、村民の混乱を引き起こすような事なので反対です。



審議結果を多良間村公式HPで確認できます。

議 会 ト ピ ッ ク



村の治安を守る消防職員

新春恒例の村消防団の出初め式が1月7日に挙行され、日頃の訓練を披露しました。



一日消防団長 安里 姫花さん 緊張したけど、いい経験になりました。

編集後記

令和元年12月定例議会以降、議会だよりが途絶えた事を村民、愛読者の皆さんに深くお詫び申し上げます。

今、全国に新型コロナウイルスが猛威を振るうなか沖縄県は緊急事態宣言が解除され大変喜ばしい事と思います。第一波は過ぎましたが第二波、第三波が予想されるなか村民の皆様のご健康をお祈り申し上げます。

議会広報委員長 ともはら やすのり 富原 安則

